

免税袋は、外国人旅行者が日本で購入した商品を税関手続きを簡素化し、税金免除して持ち帰るための特別な袋で、免税店で提供され、消耗品の免税販売や一般品との合算計算に必要ですが、開封使用すると税関で消費物品として課税されることがあります。



免税制度とは

外国人客向け消費税免税制度により、「消耗品」を免税販売する際には、国土交通大臣及び経済産業大臣が指定する方法により、梱包することが義務付けられています。



ドラッグストア

免税店

百貨店

コンビニエンスストア

お土産店



免税対象要件「一般物品」についても特殊包装を行う等を条件に、「一般物品」と「消耗品」の合算が認められました。

合算OK!

1 一般物品



5,000円以上

- ・特殊包装不要
- ・国内使用可
- ・国外持ち出し

2 消耗品



5,000円以上
50万円以下

- ・特殊包装要
- ・国内使用不可
- ・30日以内の国外持ち出し



5,000円以上
50万円以下

- ・特殊包装要
- ・国内使用不可
- ・30日以内の国外持ち出し

免税袋の基本条件

国税庁が定める免税の条件を満たす袋には4つの指定要件があります。この指定要件を満たしていない場合、外国人旅行者が出国をする時の税関検査で課税される場合があります。

1



破けない袋強度

外国人客が出国までに破損しない十分な袋強度を有すること

2



袋が無色透明

袋本体が無色透明で内容物の品名や個数が確認できること

3



開封が確認可能

袋を開封した場合、開封した事実を確認可能にできること

4



注意事項の記載

出国まで開封禁止の注意事項を日本語と外国語で表示すること